

○北上市技能功労者表彰規則

平成15年6月13日

規則第23号

改正 平成27年11月26日規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、優れた技能をもって市の産業の発展に功労のあった技能者を表彰することにより、技術尊重の気運を高めるとともに技能者の地位の向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 卓越技能功労賞
- (2) 青年卓越技能功労賞

(表彰の基準)

第3条 卓越技能功労賞は、市内の事業所に就業している技能者で、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 技能が優秀で、他の技能者の模範となる者
- (2) 就業を通じて後進の指導を行い、又は技能者の教育訓練に携わり、その育成に寄与した者
- (3) 技能に関する工夫、改善等により生産性の向上に努め、産業の発展に寄与した者

2 青年卓越技能功労賞は、市内の事業所に就業している技能者で、技能に関する工夫、改善等による生産性の向上を通じて産業の発展に寄与し、将来を嘱望されるものについて行う。

(平27規則28・一部改正)

(推薦手続)

第4条 被表彰者の推薦は、被表彰候補者推薦書(様式第1号)、履歴書(様式第2号)及び卓越技能の概要(様式第3号)を市長に提出して行うものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行う。

(表彰審査委員会)

第6条 市長の諮問に応じ表彰を公正かつ適切に行うため、北上市技能功労者表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者

(2) 技能又は地域産業に高度な知識を有する者

(3) その他市長が認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平27規則28・一部改正)

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(平27規則28・追加)

(会議)

第8条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(平27規則28・追加)

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者は、第4条の推薦に基づき、委員会の意見を聴いて市長が決定する。

(平27規則28・旧第7条線下)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平27規則28・旧第8条線下)

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成28年10月7日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の北上市技能功労者表彰規則第6条第3項の規定にかかわらず、平成28年10月7日までとする。